

漁港施設等活用事業の 推進に関する基本方針

令和5年12月

序文

我が国の水産業は、国民への水産物の安定供給を担い、漁村において雇用を生み出すなど地域の産業として重要な役割を果たしている。一方で、近年、水産物の消費量の低下、漁村の人口減少と高齢化の進行等、厳しい状況に直面している。

こうした中、漁業根拠地である漁港において、体験の消費を志向する来訪者を受け入れ、新鮮な水産物を販売する、飲食や漁業体験等の機会を提供することにより、地元の水産物の消費拡大に成功した事例や、地域に所得と雇用を生み出す事例など、水産業をとりまく課題の解決に繋がる取組も出てきている。

また、国民が、漁港を訪れて水産物を食し、漁業に触れ合うことで水産業との関わりを持ち、海に親しむ取組を進めることは、水産業に対する国民の理解醸成にも繋がり、我が国の水産業の持続的な発展に寄与するものである。

加えて、漁港は、地域を支える基幹的なインフラとして様々な事業活動を受け入れる能力を有し、静穏な水域が確保され海洋資源にアクセスしやすく、漁業そのものが持つ魅力を直接国民が享受することができる利点を有することから、漁業を支える取組や関連産業の集積に適している。

このような考え方の下、今日の漁港は、その漁業根拠地としての役割を引き続き果たしていくため、水産物の生産や流通の拠点としての機能に加え、国民の水産物の消費や交流の場としての機能を担っていくことを明確にし、民間活力の導入などによりこれを充実させていくことが求められており、このことを踏まえ、水産基本計画（令和4年3月閣議決定）や漁港漁場整備長期計画（令和4年3月閣議決定）において、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業を「^{うみぎょう}海業」と位置付けたところである。漁業地域の所得と雇用機会の確保を図り、もって漁村の持続的な発展を目指す「海業」を推進するため、第211回国会において、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）が成立し、漁港施設や漁港の区域内の水域等を、漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、水産業の健全な発展や水産物の安定供給に寄与する事業のために活用する仕組みである「漁港施設等活用事業制度」が創設されるに至ったところである。

この漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）は、国として、漁港施設等活用事業制度を推進し、漁港施設等活用事業が適切かつ確実に

実施され、我が国の水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与するよう、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号。以下「漁港法」という。）第 40 条第 1 項の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

I 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方向

1 漁港施設等活用事業のねらい

漁港は、漁業根拠地として、水産物の生産や流通の拠点としての機能に加え、水産物の消費や交流の場としての機能を担うものであり、一定の秩序の下、民間活力などの導入によりこれらを充実させていくことが求められている。このことを踏まえ、漁港法第 4 条の 2 に定められた「漁港施設等活用事業」は、漁業根拠地としての漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の活用を図り、水産物の消費増進や交流促進等の取組を計画的に推進し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与する事業となっており、ひいては、周辺の漁業地域においてもその効果が及ぶことが期待されるものである。また、漁港施設等活用事業を実施するに当たっての民間事業者の長期安定的な事業環境を保障する仕組みとなっている。

その際、

- ・ 漁港は、漁業根拠地であることから、漁港法の目的の達成に資するよう、水産業の健全な発展及び水産物の安定供給に寄与する事業内容であること。
- ・ 漁港は、漁業根拠地であることから、漁業上の利用が第一であり、十分な利用調整の下、計画的に事業が実施されること。
- ・ 行政財産である漁港施設や公共的な空間である水域・公共空地を活用するものであることから、漁港施設等活用事業の実施による効果は、事業を実施する漁港及び漁港背後の地域に広範に及ぶものであること。また、当該漁港全体の利用について、その公共的利用が増進されるものであることが望ましいこと。
- ・ 漁業根拠地としての漁港の構成要素である漁港施設や水域・公共空地について、その性質をそのままに活用するものであることから、その機能が適切に維持、保全されること。
- ・ 地域の共有財産である漁港を活用するため、地域の十分な理解と協力が得られるものであること。

は、漁港施設等活用事業の前提となる考え方である。

この前提を堅持しつつ、地域の創意工夫を凝らした自由度の高い取組を全国に展開していくため、本基本方針は、漁港施設等活用事業を推進していくために守るべき最低限の共通の考え方を明らかにするものである。

2 漁港施設等活用事業の範囲

(1) 消費増進事業の範囲

漁港法第4条の2第1号に掲げる事業（以下「消費増進事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の機能を維持、保全又は増進しつつ、活用するものであること。

イ その実施に係る漁港において生産、水揚げ又は集荷される水産物の販売や当該水産物を材料とする料理の提供などを行う事業であること。なお、漁港施設である直売所において行うものは、漁港施設の本来的な用途に沿って実施されるものであり、漁港施設等活用事業の対象からは除かれる。

ウ 当該水産物の消費の拡大を目的とするものであること。

(2) 交流促進事業の範囲

漁港法第4条の2第2号に掲げる事業（以下「交流促進事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の機能を維持、保全又は増進しつつ、活用するものであること。

イ 遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業その他当該漁港の存する地域と他地域との間の交流の促進を行う事業であること。

ウ その実施に係る漁港の価値や魅力を活用するものであること。

エ その実施に係る漁港において生産、水揚げ又は集荷される水産物の消費の拡大、水産物や水産業に対する理解の増進又は漁船とその他船舶の利用調整等を通じた漁港の利用の効率化に資するものであること。

(3) 附帯事業の範囲

漁港法第4条の2第3号に掲げる事業（以下「附帯事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の機能を維持、保全又は増進しつつ、活用するものであること。

イ 消費増進事業又は交流促進事業を実施するために必要となる事業であること。

ウ 消費増進事業又は交流促進事業と一体的に実施する事業であること。

3 漁港管理者の役割

漁港管理者は、漁港施設等活用事業の推進に当たって、以下の役割を果たすものとする。

- ・ 漁港利用を調整し、漁業根拠地としての漁港の機能を十分に発揮させるよう、努めること。
- ・ 漁港法の定める手続に従って、漁港法第41条第1項に基づき漁港施設等活用事業の推進に関する計画（以下「活用推進計画」という。）を定め、漁港法第42条第1項に基づき事業を実施しようとする者が申請する漁港施設等活用事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）について漁港法第43条第1項に基づく認定等を適切に行うこと。
- ・ 漁港管理者は、適切な事業の実施が図られるよう、必要に応じて認定計画実施者（漁港法第43条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）に助言や指導等を行うとともに、漁港利用調整等について必要な配慮を行うこと。
- ・ 漁港施設等活用事業に係る漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の維持管理に当たっては、漁港管理者が引き続きその機能の維持と保全に努める責務があるという認識の下、必要に応じて認定計画実施者と適切な役割分担を定めた上で、活用する漁港施設等の機能の維持、保全及び更新を図ること。

4 活用推進計画に定める漁港施設等活用事業の範囲

漁港施設等活用事業は、漁港における水産物の消費増進や交流促進に資する取組について、国や地方公共団体が所有する行政財産である漁港施設や漁港管理者が管理する水域や公共空地を活用し、民間の資金や創意工夫を活かした事業展開を期待するものであるため、主に漁港利用に精通した漁業関係者を含めた民間事業者が実施主体となることを念頭に、漁港法において、認定計画実施者に漁港施設の貸付け

等を行うことを可能としている。

一方で、漁港管理者が自ら実施する事業や地方公共団体が漁港管理者と連携して実施する事業、民間事業者が自らの漁港施設を活用した事業など実施計画の策定を伴わない漁港施設等活用事業もあるが、総合的な漁港利用調整の観点、また、漁港施設等活用事業間の連携による相乗効果を積極的に発現させていく観点から、一体的に計画されることが合理的である場合がある。

このため、活用推進計画は、国や地方公共団体が所有する行政財産である漁港施設を貸し付けようとする漁港施設等活用事業、水域や公共空地を占用させようとする漁港施設等活用事業、水域に漁港水面施設運営権を設定しようとする漁港施設等活用事業に加え、それ以外の実施計画の策定を伴わない漁港施設等活用事業を併せて定めることができることとしている。

Ⅱ 漁港施設等活用事業の適正かつ確実な実施に関する事項

1 活用推進計画の策定に関する基本的な考え方

活用推進計画は、漁港において、漁業上の利用に支障を与えない範囲で、水産業の発展及び水産物の安定供給に資するよう、水産物等の地域資源を活用した取組を計画的に促していくための計画である。

漁港管理者は、その管理する漁港において漁港施設等活用事業を推進するため、活用推進計画を定める場合、少なくとも以下の考え方に沿って策定するものとする。

(1) 活用推進計画に定める基本的な方針について

漁港管理者は、その作成する活用推進計画における漁港法第 41 条第 2 項第 1 号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 当該漁港において漁港施設等活用事業を実施する目的と効果

イ 漁港施設等活用事業として消費増進事業を行う場合には、その当該漁港に係る水産物の消費の拡大への寄与の考え方

ウ 漁港施設等活用事業として交流促進事業を行う場合には、その当該漁港に係る水産物の消費の拡大、水産物や水産業に対する理解の増進又は漁船とその他船舶の利用調整等を通じた漁港の利用の効率化への寄与の考え方

(2) 活用推進計画に定める事業内容について

漁港管理者は、その作成する活用推進計画における漁港法第 41 条第 2 項第 2 号の漁港施設等活用事業として求められる事業内容を定めるに当たっては、当該漁港の役割や利用実態、水産業の振興上の課題を考慮し、I の 2 の内容の範囲内で、適切に定めるものとする。

また、当該内容は、行政財産である漁港施設を貸し付けようとする漁港施設等活用事業、漁港の区域内の水域又は公共空地を占用させようとする漁港施設等活用事業及び漁港水面施設運営権を設定して実施させようとする漁港施設等活用事業に加えて、漁港管理者が自ら実施しようとする事業や地方公共団体が漁港管理者と連携して実施しようとする事業、民間事業者自らが所有し管理する漁港施設を活用しようとする事業を定めることができる。

(3) 活用推進計画に定める実施期間について

漁港管理者は、その作成する活用推進計画における漁港法第 41 条第 2 項第 2 号の実施期間を定めるに当たっては、漁港施設等活用事業の事業内容、漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の将来における利用の見通し、漁港法第 42 条第 2 項第 4 号に規定する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において漁港施設等活用事業により設置される施設（以下「活用事業施設」という。）の耐用年数等を考慮し、漁港法第 41 条第 3 項の規定に基づき 30 年を超えない範囲で適切に定めるものとする。

(4) 活用推進計画に定める漁港施設等について

漁港管理者は、その作成する活用推進計画における漁港法第 41 条第 2 項第 3 号の漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を定めるに当たっては、その将来における利用の見通しを踏まえ、漁港の漁業上の利用に支障がないよう、また、その他漁港の利用に著しい支障がないよう検討の上、定めるものとする。

また、当該内容は、漁港法第 41 条第 2 項第 6 号に定める、貸し付けようとする漁港施設や占用させようとする漁港の区域内の水域及び公共空地並びに漁港法第 49 条第 1 項第 2 号に基づき定める漁港水面施設運営権を設定しようとする水域に加えて、漁港管理者が自ら実施しようとする漁港施設等活用事業や地方公共団

体が漁港管理者と連携して実施しようとする漁港施設等活用事業、民間事業者が自ら所有する漁港施設を活用した漁港施設等活用事業に係るものを定めることができる。

なお、貸し付けようとする漁港施設を定める場合は、漁港法第41条第4項に基づき、当該漁港施設の所有者（当該活用推進計画を定める漁港管理者である地方公共団体を除く。）の同意を得なければならない。

（５） 活用推進計画に定める原状回復措置について

ア 原状回復措置を行うべき主体及びその負担

漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設又は漁港の区域内における水域若しくは公共空地を用いないこととなった場合、当該漁港施設又は漁港の区域内における水域若しくは公共空地を原状に回復するための措置（以下「原状回復措置」という。）は、認定計画実施者がその負担により行うことを基本とする。

なお、認定を受けた実施計画に基づく漁港施設等活用事業の実施期間の満了時に、活用推進計画に定めた実施期間の範囲内で継続して事業を実施させようとする場合は、新たに実施計画の認定手続が必要となるが、その際一旦原状回復措置を行わせることは合理的ではないため、漁港管理者との協議に応じて適切な措置を講ずることができるものとする。また、認定を受けた実施計画に基づく漁港施設等活用事業の実施期間の満了前に、認定計画実施者が経営を譲渡する等の場合は、活用推進計画に定めた実施期間の範囲内で新たに実施計画の認定手続が必要となるが、この場合も同様とする。

イ 原状回復措置の内容

原状回復措置の内容は、その実施により、当該原状回復措置に係る漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地について、認定を受けた実施計画に基づく漁港施設等活用事業に供される以前と同等の機能が発揮できるよう、活用事業施設の撤去その他の措置を定めるものとする。

また、万が一、認定計画実施者が原状回復措置を履行できない状況となった場合においてもその実効性が確保できるよう定めるものとする。

なお、活用事業施設そのものを漁港施設の一部として引き継いだ方が、当該

時点以降における漁港施設としての用途に適している場合、漁港管理者との協議に応じて適切な措置を講ずることができるものとする。

2 活用推進計画の策定に当たっての関係者との調整

活用推進計画は、地域の理解と協力の下に策定されることを基本としており、漁港管理者は活用推進計画の策定に当たって漁港施設等活用事業の実施に係る漁港の関係者からあらかじめ意見を聴かなければならない。漁港法第 41 条第 5 項の規定による意見聴取についての留意事項は、次に掲げるものとする。

ア 同項の「関係地方公共団体」は、当該漁港の存する都道府県及び市町村（漁港施設等活用事業の影響が二以上の都道府県又は市町村にまたがる場合にあっては、当該都道府県又は市町村を含む。）とする。

イ 同項の「当該漁港を利用する水産業者及び水産業に関する団体」は、当該漁港を利用する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会、漁業者、水産加工業者、卸売業者等であって、当該漁港施設等活用事業の実施により業務に影響を受ける者とする。

ウ 上記ア及びイに定めるもののほか、当該漁港の区域の全部又は一部が、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）等他の諸法令による規制を受ける区域等と重複している場合にあっては、当該区域等の管理者の意見を聴取するものとする。また、当該漁港で特定漁港漁場整備事業が施行される場合にあっては、その計画策定主体に意見を聴取するものとする。

エ 意見聴取の方法は、当該漁港の実態を踏まえ、当該計画の案を十分に説明の上、漁港施設等活用事業の円滑な実施を図る観点から漁港管理者が適切と認める方法とする。

オ 「関係地方公共団体」への意見聴取に当たって、国有財産である漁港施設及び公共空地の活用を図る事業については、当該施設等の機能の増進又は一般公衆の利用の増進に資する内容であることを十分に確認すること。

3 実施計画の認定に関する基本的な考え方

漁港管理者が実施計画を認定するに当たっては、活用推進計画に照らして、漁港施設等活用事業の実施内容及び漁港施設等活用事業実施終了後の手続を確認し、

漁港の利用や保全に影響を与えるおそれがないことを審査する。

漁港管理者は、漁港法第 43 条第 1 項の規定に基づく実施計画の認定に当たり、同項第 1 号に基づき、活用推進計画に適合していることを判断するほか、以下について、確認を行うこととする。

(1) 漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないこと

漁港管理者は、漁港法第 43 条第 1 項の規定に基づく実施計画の認定に当たり、同項第 2 号の「漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものである」ことについて判断するに当たっては、IVの 2 の内容を踏まえて行うものとする。

(2) 特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること

漁港管理者は、漁港法第 43 条第 1 項の規定に基づく実施計画の認定に当たり、同項第 3 号の「特定漁港漁場整備事業の施行又は当該漁港の利用を著しく阻害し、その他当該漁港の保全に著しい支障を与えるおそれがないものである」ことについて判断するに当たっては、少なくとも次に掲げる事項を考慮して判断するものとする。

ア 特定漁港漁場整備事業の施行を妨げないものであり、その他漁港漁場整備事業の施行と調整が図られたものであること。

イ 漁港施設等活用事業の実施により、漁港利用者の行う業務又は漁港周辺住民の生活に看過できない支障が生ずると認められないこと。

ウ 漁港施設等活用事業の実施により発生する汚水・粉塵・騒音や蓄養などの残餌等によって著しく漁港環境の悪化を引き起こすおそれがないもの又はこれを防止するための適切な措置が定められたものであること。

エ 認定計画実施者が漁港施設のうち基本施設を第三者に利用させようとする際、漁港法第 42 条第 3 項に基づき実施計画にその利用方法や使用料の料率が定められている場合は、近傍における同様の施設と著しく不均衡とならないよう実施されるものであることが確認できるものであること。なお、実施計画に定めのない場合は、実施の段階で別途、漁港法第 38 条に基づく認可を要する。

オ 実施計画の事業内容が、活用しようとする漁港施設や周辺施設及び活用しようとする水域や公共空地を含めた周辺地形の安定性を損なわないよう実施さ

れるものであること。

カ オに関し、特に、活用事業施設の設置に係る漁港施設の形質の変更について、漁港法第 42 条第 4 項に基づき実施計画にその内容が定められている場合は、その内容が、当該漁港施設や周辺施設の安定性に著しい影響を与えないことを確認できるものであること。なお、実施計画に定めのない場合は、実施の段階で別途、漁港法第 37 条に基づく許可を要する。

キ オに関し、特に、活用事業施設の設置に伴う水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土について、漁港法第 42 条第 4 項に基づき実施計画にその内容が定められている場合は、その内容が、当該水域や公共空地を含む周辺の地形や周辺施設の安定性に著しい影響を与えないことを確認できるものであること。なお、実施計画に定めのない場合は、実施の段階で別途、漁港法第 39 条に基づく許可を要する。

（３） 適正かつ確実に漁港施設等活用事業を実施する者の選定について

漁港管理者は、事業実施主体を選定する際、漁港法第 43 条第 1 項の規定に基づく実施計画の認定に当たり、同項第 4 号の「適正かつ確実に実施されると見込まれる」ことを判断するに当たっては、少なくとも次に掲げる事項を確認するものとする。

ア 漁港施設等活用事業を実施しようとする者の事業内容、資力等からみて、実施期間にわたって当該漁港施設等活用事業を継続することが可能であると認められること。

イ 漁港施設等活用事業を実施しようとする者が、漁港法第 51 条第 1 号及び第 5 号から第 8 号まで（漁港水面施設運営権に係る部分を除く。）に該当しない者であること。

Ⅲ 漁港水面施設運営権に関する基本的な事項

1 漁港水面施設運営権の対象となる事業の範囲

漁港水面施設運営権は、認定計画実施者に水面を長期・安定的に占有させて排他独占的に施設を設置及び運営させる権利であり、財産的価値を有するみなし物権で

ある。このような権利の性質上、対象となる漁港施設等活用事業は、漁港法第4条の3の範囲内のものであることが必須となる。

漁港水面施設運営権の対象とする漁港施設等活用事業の内容については、次に掲げる事項に適合するものとする。

ア 漁港法第4条の3に規定する「漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業」とは、遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業であって、当該水面に存する水産動植物や海洋環境等の価値を利用するものであること。

イ 当該水面に存する水産動植物や海洋環境等の価値を利用するために活用事業施設を設置し、運営する内容であること。

ウ 漁港水面施設運営権は、漁港法第4条の2第1号の事業、同条第2号の「その他当該漁港の存する地域と他の地域との間の交流の促進に関する事業」及び同条第3号の事業に対して設定することができないこと。

2 水面における漁業上の利用との調整について

漁港水面施設運営権は、その権利の性質上、その設定に当たっては、水面における漁業上の利用との調整が特に重要となる。このため、漁港管理者は、漁港の区域内の水域に漁港水面施設運営権を設定し、漁港施設等活用事業を実施させようとする場合は、漁港法第49条第1項各号に掲げる事項を活用推進計画に定め、同条第2項に基づき、水面を管轄する都道府県知事に協議し、同意を得なければならないこととされている。

その際、漁港法第49条第3項に示される都道府県知事が同意をする要件に該当するものとは、少なくとも、漁港水面施設運営権を設定しようとする水域に漁業権が免許されている区域又は漁業法（昭和24年法律第267号）第109条に基づき沿岸漁場管理団体が指定されている同法第60条第9項に規定する保全沿岸漁場の区域が含まれる場合において、当該漁港水面施設運営権に基づく事業の実施が当該漁業権に基づく漁業又は当該保全沿岸漁場に係る保全活動に支障を及ぼさないものであることとする。

3 漁港水面施設運営権の対価の考え方

漁港管理者は、漁港水面施設運営権を設定した認定計画実施者に対し、同権利の

対価として、漁港法第 39 条の 5 の規定に基づき、漁港管理者が個別に定める漁港管理規程に基づいて占用料を徴収することができる。

Ⅳ 漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

1 漁港の漁業上の利用の確保に関する基本的な考え方

漁港管理者は、漁港施設等活用事業の推進に当たっては、漁港が漁業根拠地であることを踏まえ、その機能が将来にわたって発揮されることを前提とすることとする。

2 漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものであること

漁港管理者は、漁港法第 43 条第 1 項の規定に基づく実施計画の認定に当たり、同項第 2 号の「漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものである」ことについて判断するに当たっては、少なくとも次に掲げる事項を考慮して判断するものとする。

ア 漁港法第 41 条第 2 項第 3 号に定める漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地について、当該漁港施設等活用事業による活用と漁業上の利用の重複がないよう、空間的、時間的に調整されていること。

イ 認定を受けた実施計画に基づく漁港施設等活用事業の実施により、プレジャーボート等漁船以外の船舶の利用が著しく増加することが見込まれる場合、漁船の停泊や航行に支障を与えないよう、動線の重複を避けることなど十分な配慮がなされていること。

ウ 認定を受けた実施計画に基づく漁港施設等活用事業の実施により、来訪者や自動車などの交通量が著しく増加することが見込まれる場合、漁業上の利用の動線に支障を与えないよう、動線の重複を避けることなど十分な配慮がなされていること。

Ⅴ その他漁港施設等活用事業の推進に関する重要事項

1 事業実施に当たっての関係法令の遵守

漁港管理者は、漁港施設等活用事業の推進に当たっては、この基本方針、漁港法、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 239 号）及び漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）の定めるところによるほか、漁業法、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）等の関係法令の規定及び趣旨を遵守して行うものとする。

2 占用料等の徴収

漁港管理者は、認定計画実施者から漁港施設の貸付料並びに漁港の区域内の水域及び公共空地の占用料を徴収し、もって、漁港施設の機能の維持、保全、更新、強化、漁港の区域内の水域と公共空地の保全に充てるものとする。

3 緊急事態発生時に備えるための認定計画実施者の協力

漁港管理者は、災害等の緊急事態発生時に備えて、漁港の利用者の安全確保を行うとともに、避難者の移送、避難船舶や緊急物資の受入れ等の体制を整えるに当たっては、認定計画実施者の協力が得られるよう努めるものとする。

4 全国的な利用のある漁港の活用に関する留意事項

第 3 種漁港における漁港施設等活用事業の推進に当たっては、当該漁港の有する全国的な漁船利用に必要な機能が引き続き発揮されることを前提とすること。

また、第 4 種漁港における漁港施設等活用事業の推進に当たっては、当該漁港の有する漁場の開発又は漁船の避難機能が引き続き発揮されることを前提とすること。

5 漁港の利用者の安全を確保すること

漁港施設等活用事業の推進に当たって、漁港管理者は、その作成する活用推進計画における漁港法第 41 条第 2 項第 5 号に掲げる事項として、以下を定めるものとする。

ア 地震・津波や台風・高潮等の自然災害から、利用者の安全を確保するために必要となる措置に関して配慮すべきこと

イ 利用者の水面への転落防止のための措置、利用者と漁港関係車両との衝突防止のための措置その他の漁港施設等活用事業の内容に応じて漁港の利用者の安全を確保するために必要となる措置に関して配慮すべきこと

6 環境との調和に関すること

漁港施設等活用事業の推進に当たって、漁港管理者は、その作成する活用推進計画における漁港法第 41 条第 2 項第 5 号に掲げる事項として、活用事業施設の設置及び運営による自然環境への影響緩和や景観との調和について必要となる措置に関して配慮すべきことを定めるものとする。